

【ポスター発表】

**地域特性に応じた発達障害児の就学から就労を見据えた多領域連携による  
支援体制整備に向けた研究**

村岡 美幸（国立のぞみの園研究部・5262）

キーワード3つ：発達障害児者 地域 支援体制整備

**1. 研究目的**

本研究は、発達障害のある児童の進学や就学期から就労期に関する研究のレビューを行い、この時期の課題を概観しつつ支援に関心を向けている自治体の取り組みや、その他ユニークな取り組みを把握し、発達障害者を高齢期まで地域で支援するための体制づくりを行う際の基礎資料を作成することを目的とした。

**2. 研究の視点および方法****1) 文献調査**

電子ジャーナルプラットフォーム J-Stage において、2022～2023 年を対象に、検索キーワード「発達障害、教育、就労、移行、地域」で検索された 127 件の資料及び論文等の内、就学から就労への移行に触れていた 7 件の論文及び研究報告書の内容を整理し、就学期から就労期の課題を概観した。

**2) ヒアリング調査**

進学や就学期から就労期の支援に関心を向けている 3 つの自治体を対象に行った。ヒアリングの内容は、①就学から就労へのつながりの事例、②教育から就労への移行等における公的資源（福祉、労働、医療、教育）、民間資源（塾、当事者団体など）の制度上の課題、③発達障害の当事者および家族支援において、支援資源（相談、訪問、連携、フォローアップ、その他）につながっている場合の引き継ぎや不満調整等の実際について、つながっていない場合のアプローチ方法等について、半構造化面接を行った。

なお、本研究でいう「公的資源」とは、法制度（就労移行支援、職業訓練、ひきこもり支援、重層的支援体制整備、ショートケアなど）、独自事業（地域共生型、ピアカウンセリング）であり、「民間資源」とは、民間事業（民間塾、一般就労）、当事者団体（定例会、SNS）等を言う。

**3. 倫理的配慮**

本研究は、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た上で実施した（承認番号 04-8-04）。なお、本報告に関連し、開示すべき COI 関係にある企業等はない。

**4. 研究結果**

## 1) 2022～2023年に公開された就学期から就労期の発達障害児者に関する研究のレビュー

7件の文献より、発達障害児者の就学期から就労期に関する課題は、①学校やキャンパス生活での精神的健康やアイデンティティ形成の課題、②成人の社会的役割に付随する心理面に関する課題、③職場の上司の理解の有無、④大学生を対象とする就労支援機関が少ないこと、⑤大学における就労支援機関情報の不足や、⑥ひとり暮らしを希望する発達障害の人が生活を学習する機会が少ないこと等があることがわかった。

## 2) 発達障害児者の就学期から就労期に関心を向けている自治体の取り組みと課題

ヒアリング調査の結果、発達障害児者の就学期から就労期に関心を向けている自治体の取り組みは、①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと発達障害者支援センターや相談支援事業所との連携、②市内全ての小学校の入学説明会で、同じ資料で発達障害についての説明を実施、③中学校卒業後、就職を希望する人には職場見学を実施、④不登校や発達障害の子への対応を放課後等デイサービスや児童館、民間の塾が担う、⑤就学支援委員会を実施。自治体、教育委員会、スクールカウンセラー等で障害のある子の就学先の支援を検討、⑥教育長と自治体の連携、⑦重層的支援体制整備事業内の会議で対象児者等への対応の検討であった。一方、課題として、①スクールソーシャルワーカーの力量に差がある、②中小企業の場合、発達特性の理解は難しい場合が多い、③18歳以前に福祉が関われる時期がないと福祉に繋がりにくい、④知的に遅れのない15～17歳の発達障害児が利用できる福祉の支援がない、⑤進路が決まらないまま卒業を迎える児童がいる、⑥児童精神科医が少ない等があった。

## 5. 考察

今回、研究の対象となった自治体では、医療機関や福祉サービス事業所、行政の相談窓口以外のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育長などの人脈、通信制・定時制高校や民間の塾などが、受け皿として機能することで、医療や福祉サービスにつながらなくても、本人をソフトに見守る機能を発揮していた。発達障害に伴う生きづらさを抱えながらも障害があることを公表したくない者も一定数存在する。こうしたソフトな見守り機能は、障害を公表しなくてもサポートが受けられる貴重な資源と考えられた。

このほか、住宅確保要配慮者（障害者、低額所得者など）の居住ニーズへの対応を行うために、居住支援課有働を行うNPO法人の存在も、発達障害のある者の地域生活継続の支援に寄与していることも把握された。

### 参考文献

1)厚生労働省:国土交通省,居住に課題を抱える人(住宅確保要配慮者)に対する居住支援について(2024年4月26日閲覧)。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000486825.pdf>